

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月11日
【四半期会計期間】	第135期第2四半期（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）
【会社名】	信越化学工業株式会社
【英訳名】	Shin-Etsu Chemical Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 俊三
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目6番1号
【電話番号】	03(3246)5011
【事務連絡者氏名】	総務部長 小池 忠彦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目6番1号
【電話番号】	03(3246)5011
【事務連絡者氏名】	総務部長 小池 忠彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪府中央区北浜一丁目8番16号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第134期 第2四半期 連結累計期間	第135期 第2四半期 連結累計期間	第134期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年9月30日	自平成23年4月1日 至平成23年9月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高(百万円)	532,562	521,368	1,058,257
経常利益(百万円)	81,203	84,330	160,338
四半期(当期)純利益(百万円)	62,342	51,040	100,119
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	23,450	52,228	37,918
純資産額(百万円)	1,476,170	1,499,500	1,469,429
総資産額(百万円)	1,777,773	1,817,471	1,784,166
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	146.83	120.21	235.80
潜在株式調整後1株当たり四半期(当 期)純利益金額(円)	-	-	235.80
自己資本比率(%)	80.6	80.2	80.0
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	132,676	60,929	217,490
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	70,479	44,657	132,005
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	22,574	21,574	48,621
現金及び現金同等物の四半期末(期 末)残高(百万円)	308,666	294,971	302,285

回次	第134期 第2四半期 連結会計期間	第135期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自平成22年7月1日 至平成22年9月30日	自平成23年7月1日 至平成23年9月30日
1株当たり四半期純利益金額(円)	62.75	64.07

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第134期第2四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
4. 第134期第2四半期連結累計期間及び第135期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1)業績の状況

当第2四半期連結累計期間の世界経済は、アジア地域では中国やインドで内需を中心に景気拡大の動きが続いた一方で、欧米では景気回復に停滞感が見られ、需要家の多くが先行きを警戒する状況が続きました。日本経済は、本年3月に発生した東日本大震災の影響により、依然として厳しい状況にあるものの、持ち直しの動きも見られました。

このような状況のもとで、当社グループは、世界の幅広い顧客への積極的な販売活動を展開するとともに、経営基盤の強化、生産の効率化や新規製品の開発に努めてまいりました。

なお、東日本大震災により操業の停止を余儀なくされました。当社の鹿島工場、信越半導体(株)の白河工場は、グループの総力をあげた取組みにより、被災した全ての生産拠点の復旧が6月末に完了いたしております。

当第2四半期連結累計期間の業績といたしましては、売上高は、前年同期に比べ2.1%（111億9千4百万円）減少し、5,213億6千8百万円となりました。営業利益は、前年同期に比べ5.6%（42億6千8百万円）増加し、804億1千1百万円となり、経常利益も、前年同期に比べ3.9%（31億2千7百万円）増加し、843億3千万円となりました。

また、当第2四半期連結累計期間の四半期純利益は、前年同期において移転価格課税に対する日米相互協議の合意による過年度法人税等の戻り入れがあった一方、当第2四半期連結累計期間において東日本大震災による特別損失を計上したことなどにより、前年同期に比べ18.1%（113億2百万円）減少し、510億4千万円となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

#### [塩ビ・化成品事業]

塩化ビニルは、米国住宅市場の長期的な低迷が続く中で、米国シンテック社が世界中の顧客への拡販により高水準の出荷を継続し、業績を大きく伸長させました。また、オランダのシンエツPVC社も出荷が堅調に推移しました。一方、国内事業は、東日本大震災により鹿島工場が操業停止していた影響や、第2四半期連結累計期間後半にかけて需要家の生産調整の影響もあり、厳しい状況が続きました。

この結果、当セグメントの売上高は、前年同期に比べ9.3%（136億1千1百万円）増加し1,601億1千7百万円となり、セグメント利益（営業利益）は、前年同期に比べ44.2%（41億3百万円）増加し133億7千9百万円となりました。

#### [シリコン事業]

シリコンは、国内販売では電気、電子、化粧品用などが堅調に推移し、東日本大震災後に停滞していた自動車用でも回復が見られました。また、海外では機能製品が堅調に推移した一方で、汎用品が中国などアジア市場での価格低迷の影響を受けました。

この結果、当セグメントの売上高は、前年同期に比べ1.8%（12億7千6百万円）減少し704億4千3百万円となり、セグメント利益（営業利益）は、前年同期に比べ0.6%（1億1千3百万円）減少し174億1千7百万円となりました。

#### [機能性化学品事業]

セルロース誘導体は、国内事業が医薬用製品や工業用製品を中心に堅調に推移しました。ドイツのSEタイローズ社は、建材用や塗料用製品で欧州市場の需要回復もあり出荷が堅調でした。

この結果、当セグメントの売上高は、前年同期に比べ5.2%（21億1百万円）増加し422億4千3百万円となり、セグメント利益（営業利益）は、前年同期に比べ17.1%（10億2千6百万円）増加し70億2千万円となりました。

#### [半導体シリコン事業]

半導体シリコンは、当第2四半期連結累計期間の前半は、被災した白河工場の早期復旧に取り組むとともに、他拠点での増産や在庫品の出荷で対応して参りました。後半は、需要が急速に悪化した半導体デバイスメーカーの在庫調整の影響を受けました。

この結果、当セグメントの売上高は、前年同期に比べ12.8%（182億4千4百万円）減少し1,241億7千万円となり、セグメント利益（営業利益）は、前年同期に比べ0.4%（9千3百万円）増加し210億8千3百万円となりました。

#### [電子・機能材料事業]

希土類磁石は、ハイブリッド自動車や省エネルギータイプのエアコン向けの出荷が好調でしたが、原料価格の急激な上昇の影響を受けました。フォトレジスト製品は、半導体デバイスの微細化の進展もあり堅調に推移し、高輝度LED用パッケージ材料も堅調でした。合成石英製品は、液晶用大型フォトマスク基板の出荷が堅調でしたが、光ファイバー用プリフォームは震災による鹿島工場の操業停止の影響を受けました。

この結果、当セグメントの売上高は、前年同期に比べ9.9%（68億7千9百万円）増加し764億8千3百万円となり、セグメント利益（営業利益）は、前年同期に比べ3.9%（7億1千2百万円）増加し187億4千5百万円となりました。

#### [その他関連事業]

信越ポリマー社の携帯電話用キーパッドが、タッチパネル方式のスマートフォン（高機能携帯電話）の普及の影響などもあり低調に推移し、半導体ウエハー関連容器は震災復旧に関連した出荷が一巡した後は振るいませんでした。エンジニアリング事業は堅調でした。

この結果、当セグメントの売上高は、前年同期に比べ22.9%（142億6千4百万円）減少し479億9百万円となり、セグメント利益（営業利益）は、前年同期に比べ34.5%（14億3千5百万円）減少し27億2千5百万円となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は2,949億7千1百万円となり、前連結会計年度末に比べ73億1千4百万円減少しました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間の営業活動の結果得られた資金は609億2千9百万円（前年同期比717億4千7百万円減少）となりました。税金等調整前四半期純利益778億4千9百万円、減価償却費395億6千8百万円等により資金が増加した一方、棚卸資産の増加額495億2千5百万円、法人税等の支払額217億5千4百万円等により資金が減少したことによるものであります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間の投資活動の結果使用した資金は446億5千7百万円（前年同期比258億2千2百万円減少）となりました。主な内訳は、有形固定資産の取得による支出412億6千万円等であります。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間の財務活動の結果使用した資金は215億7千4百万円（前年同期比10億円減少）となりました。主な内訳は、配当金の支払額212億2千9百万円等であります。

#### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

< 1 > 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「本基本方針」といいます。）

当社グループは、「塩ビ・化成品事業」、「シリコン事業」、「機能性化学品事業」、「半導体シリコン事業」、「電子・機能材料事業」、「その他関連事業」を営んでおりますが、当社及び関係会社が製造・販売等を分担し、相互に協力して、事業活動を展開しております。当社グループの経営には、これらの事業に関する幅広い知識と豊かな経験、並びに、世界各国の顧客、従業員及び取引先などのステークホルダーとの間に築かれた関係についての十分な理解が欠かせません。当社は、当社の企業価値の最大化に資する者が当社の財務及び事業の方針の決定を支配すべきであると考えておりますが、当社株式に対する大規模買付行為がなされた場合にこれに応じて当社株式の売却を行うか否かの最終的な判断は株主の皆様にご委ねされるべきものであると理解しております。但

し、そのためには、当該買付行為に関する十分な情報が、買付行為を行う者及び当社の双方から、株主の皆様へ提供されることが重要であると考えます。

一方、大規模買付行為の中には、当社企業価値ひいては株主の皆様のご期待にお応えしていくことをめざしてあります。そのために、世界最高水準の技術や品質の確立とともに生産性の絶え間ない向上に努めながら、世界中の顧客と安定した取引関係を築き、経済情勢や市況の変化に的確に対応できる経営を進めております。

## < 2 > 当社グループの企業価値向上に向けた取組みについて

(「当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の本基本方針の実現に資する特別な取組み」)

### 経営方針

当社グループは、安全の確保を最優先とし、公正な企業活動を行い、素材と技術を通じて暮らしや産業、社会に貢献することにより企業価値を高め、株主の皆様のご期待にお応えしていくことをめざしております。そのために、世界最高水準の技術や品質の確立とともに生産性の絶え間ない向上に努めながら、世界中の顧客と安定した取引関係を築き、経済情勢や市況の変化に的確に対応できる経営を進めております。

### 具体的な取組み

塩化ビニル事業では、米国シンテック社において、電解から塩化ビニル樹脂までの一貫製造工場を建設し、第1期工事分につき、第2期工事分も稼働を開始いたしました。さらに、塩化ビニル樹脂原料の生産能力を倍増させるため、原料工場の建設も行い、原料からの一貫生産体制を強化いたしました。今後とも、オランダのシンエツPVC社、ポルトガルのシレス社を含めた日米欧の三極体制により、世界最大の塩化ビニル樹脂メーカーとしての地位を、さらに強固なものにしてまいります。

半導体シリコン事業では、世界最大のメーカーとして、国内外の複数の製造拠点を活用し、高品質製品の安定供給に努めてまいります。また、先端デバイス向けウエハーの開発や生産性の向上にも取り組み、競争力の強化に注力いたします。

シリコン事業では、幅広い需要分野を有する製品特性を活かし、新製品及び新規用途の開発を促進いたします。また、日本国内のみならず、タイ、米国などの既存拠点における事業の強化に努めるとともに、中国での新工場の建設にも注力するなど、海外における事業の拡大に努めてまいります。

希土類磁石事業では、需要の伸びが期待されるハイブリッド自動車向けやその他の省エネルギー関連製品向けを中心に、新規市場の開拓に取り組んでまいります。また、合成石英事業では、中国で建設中の光ファイバー用プリフォーム新工場の早期戦力化に注力してまいります。

さらに、将来の事業拡大のため、新規製品の研究開発と事業化及びM&Aなども視野に入れた新しい事業の開拓にも注力してまいります。

また、安全確保、環境保全、コンプライアンスなどの企業の社会的責任を果たし、引き続き企業価値の最大化に努めてまいります。

以上の取組みは、いずれも当社グループの企業価値を向上させ、その結果、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご期待にお応えしていくことをめざしてあります。そのために、世界最高水準の技術や品質の確立とともに生産性の絶え間ない向上に努めながら、世界中の顧客と安定した取引関係を築き、経済情勢や市況の変化に的確に対応できる経営を進めております。

## < 3 > 大規模買付行為への対応方針

(「本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」)

当社は、株主の皆様や投資家の皆様に対して積極的なIR活動を進めておりますものの、大規模買付行為(特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を以下、「大規模買付者」といいます。)の開始時に、大規模買付者が提示する買付対価が適切か否かを株主の皆様が的確にご判断なさるためには、大規模買付者及び当社の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。そこで、当社は、平成20年6月27日開催の第131回定時株主総会におけるご承認をもって現行の大規模買付行為への対応方針(以下、「本対応方針」といいます。)を導入し、その後、平成21年6月26日開催の第132回定時株主総会、平成22年6月29日開催の第133回定時株主総会及び平成23年6月29日開催の第134回定時株主総会におけるご承認をもって、本対応方針を継続しております。

### 大規模買付ルールの内容

当社が設定する「事前の情報提供に関するルール」(以下「大規模買付ルール」といいます。)の骨子は、( ) 事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供し、( ) 大規模買付行為は、当社取締役会による一定の評価・検討期間の経過後にのみ開始される、というものです。

#### イ． 本必要情報の提供

大規模買付者には、まず、大規模買付行為の開始前に、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び開始する大規模買付行為の内容並びに大規模買付ルールに従う旨の意向を明示した書面を提出いただくこととします。当社は、当該書面の受領後10営業日以内に、大規模買付者に対して、当初提供いただくべき本必要情報のリストを交付いたします。なお、当初提供していただいた情報を詳細に検討したうえで、当該情報だけでは十分ではないと認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的な情報提供を要求いたします。

#### ロ． 評価・検討期間の設定

次に、当社取締役会は、大規模買付行為に関する評価・検討の難易度に応じて、大規模買付者が本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価・検討期間」といいます。）として確保されるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価・検討期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価・検討期間中、当社取締役会は独立の外部専門家（証券会社、投資銀行、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家）の意見を聴取しつつ、本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示する場合があります。

#### ハ． 独立委員会の設置及びその構成

本対応方針の運用に係る取締役会の恣意的な判断を排除し、判断の公正さを担保するための機関として、独立委員会を設置しております。本対応方針では、後述の イ．及び ロ．において、対抗措置発動にかかる客観的な要件を定めておりますが、イ．に記載の対抗措置をとる場合、並びに、ロ．に記載の例外的対応をとる場合など、本対応方針の運用に関する重要な判断にあたっては、原則として独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行取締役から独立している当社社外取締役及び当社社外監査役、並びに、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、経営経験豊富な企業経験者など社外有識者の中から選任いたします。なお、第134回定時株主総会終了後の取締役会において、当社社外取締役の福井俊彦、小宮山 宏、金子昌資、宮崎 毅の4氏が独立委員会の委員として選任されました。

#### 大規模買付行為が実施された場合の対応

##### イ． 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を守るため、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

##### ロ． 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会は当社企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の保護のために、適切と考える方策をとることがあります。これは、大規模買付行為に対し、当社取締役会として例外的に対応するものであります。

#### 本対応方針の有効期限等

本対応方針の有効期限は、平成24年6月開催予定の当社第135回定時株主総会終結の時までとし、当該時点以降も本対応方針を継続する場合は、当社株主総会において出席株主の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件といたします。また、本対応方針の有効期限の前であっても、株主の皆様との共同の利益向上等の観点から当社取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

< 4 > 本対応方針が本基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針が本基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールとして、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に係る必要かつ十分な情報の提供を事前に行うべきこと、及び、当該大規模買付行為は取締役会評価・検討期間の経過後にのみ開始されるべきことを定め、これらを遵守しない大規模買付者に対しては当社取締役会が対抗措置を講ずることがある旨を規定しております。

一方、本対応方針は、大規模買付ルールが遵守されている場合でも、大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、適切と考える対抗措置を講ずることがある旨を規定しております。

以上のとおり、本対応方針は、本基本方針を実現するためのものであり、本基本方針の内容に沿ったものであります。

本対応方針が株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かの最終的な判断は株主の皆様に委ねられるべきものであるとの認識を踏まえ、株主の皆様が大規模買付行為に対する応否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の提供を受ける機会を確保することを目的としつつ、株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される大規模買付行為に対しては、当社取締役会として適切と考える対抗措置を講ずることがある旨を規定しております。よって、本対応方針は、株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的とするものであり、決してこれを損なうものではありません。

本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

前述のとおり、本対応方針は株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的とするものであり、その導入・継続は、当社取締役会の判断のみではできず、株主の皆様の承認を要することとなっております。

また、本対応方針では、当社取締役会による対抗措置発動に係る要件が客観的に定められ、事前に公表されております。さらに、本対応方針では、当社取締役会による大規模買付行為に関する評価、検討、交渉、意見形成等に際しては、独立の外部専門家（証券会社、投資銀行、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家）の意見を聴取することとされており、また、対抗措置の発動に際しては、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行取締役から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、当社取締役会はその判断を最大限に尊重することとされております。

以上のとおり、本対応方針には当社役員の恣意的な判断を排除するための仕組みが内包されておりますことから、当社役員の地位の維持を目的として対抗措置が発動されることはありません。

#### （４）研究開発活動

当第２四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費は17,878百万円であります。

なお、当第２四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,720,000,000
計	1,720,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年11月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	432,106,693	432,106,693	(株)東京証券取引所 (株)大阪証券取引所 (株)名古屋証券取引所 各市場第1部	単元株式数100株
計	432,106,693	432,106,693	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年7月26日
新株予約権の数(個)	2,930 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	293,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 4,423
新株予約権の行使期間	自平成24年7月28日 至平成28年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,423 資本組入額 2
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役及び従業員の地位のい ずれをも喪失した後も、当該地位喪失日又は上記の権 利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間(た だし、当該権利行使期間の満了日までとする。)に 限り、新株予約権を行使することができる。 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は死亡 の日又は上記の権利行使期間の開始日のいずれか遅い 日から2年間(ただし、当該権利行使期間の満了日ま でとする。)に限り、新株予約権を行使することができ る。ただし、新株予約権者が当社の取締役及び従業員 の地位のいずれをも喪失した日以後に死亡した場合は、 その者の相続人は、新株予約権者が上記に基づき権 利行使可能とされた期間に限り、新株予約権を行使す ることができる。 その他の条件は、当社と新株予約権者との間の「新株 予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	3

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計  
算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上  
を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において  
残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、  
会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約  
権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再



編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
 組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
 権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の条件  
 残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成23年7月1日 ～平成23年9月30日	-	432,106	-	119,419	-	120,771

## (6)【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 (株)(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	33,825	7.83
日本トラスティ・サービス信託 銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	31,451	7.28
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	24,370	5.64
(株)八十二銀行 (常任代理人 日本マスタートラ スト信託銀行(株))	長野県長野市大字中御所字岡田178-8 (東京都港区浜松町2-11-3)	11,790	2.73
日本トラスティ・サービス信託 銀行(株)(信託口4)	東京都中央区晴海1-8-11	11,635	2.69
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行(株))	東京都千代田区丸の内2-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	10,962	2.54
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	338 ピットストリート シドニー ニューサウスウェールズ 2000 オーストラリア (東京都中央区日本橋3-11-1)	8,663	2.01
日本興亜損害保険(株)	東京都千代田区霞が関3-7-3	7,077	1.64
メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション (常任代理人 (株)みずほコー ポレート銀行決済営業部)	ワン ボストン プレイス ボストン マサチューセッツ 02108 米国 (東京都中央区月島4-16-13)	6,311	1.46
オーエム04エスエスピークラ イアントオムニバス (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	338 ピットストリート シドニー ニューサウスウェールズ 2000 オーストラリア (東京都中央区日本橋3-11-1)	5,390	1.25
計	-	151,479	35.06

(注) 1. 当社は、自己株式7,511,666株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。

- 平成23年4月18日付で株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから提出された大量保有報告書に関する変更報告書により、平成23年4月11日現在、同社グループ4社で32,244千株(株券等保有割合7.46%)を保有している旨報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有状況の確認が出来ませんので、上記大株主の状況は株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。
- 平成23年4月20日付で三井住友トラスト・ホールディングス株式会社から提出された大量保有報告書により、平成23年4月15日現在、同社グループ3社で24,061千株(株券等保有割合5.57%)を保有している旨報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有状況の確認が出来ませんので、上記大株主の状況は株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。

## (7)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 7,511,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 424,295,900	4,242,959	-
単元未満株式	普通株式 299,193	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	432,106,693	-	-
総株主の議決権	-	4,242,959	-

(注)「完全議決権株式(自己株式等)」の欄は、全て当社保有の自己株式であります。

## 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
信越化学工業株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番1号	7,511,600	-	7,511,600	1.74
計	-	7,511,600	-	7,511,600	1.74

## 2【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	244,002	253,208
受取手形及び売掛金	270,499	263,345
有価証券	116,714	103,174
たな卸資産	188,283 <sub>1</sub>	238,334 <sub>1</sub>
その他	70,962	69,843
貸倒引当金	2,534	2,317
流動資産合計	887,927	925,589
固定資産		
有形固定資産		
機械装置及び運搬具(純額)	252,229	341,772
その他(純額)	368,104	283,528
有形固定資産合計	620,334	625,300
無形固定資産		
	14,020	14,216
投資その他の資産		
投資その他の資産	261,921	252,382
貸倒引当金	38	18
投資その他の資産合計	261,883	252,364
固定資産合計	896,238	891,881
資産合計	1,784,166	1,817,471

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	110,753	120,130
短期借入金	8,712	13,237
未払法人税等	21,072	19,018
災害損失引当金	24,401	8,584
その他の引当金	2,433	2,485
その他	82,061	89,749
流動負債合計	249,434	253,206
固定負債		
長期借入金	5,548	1,245
引当金	14,498	15,083
その他	45,255	48,435
固定負債合計	65,302	64,765
負債合計	314,737	317,971
純資産の部		
株主資本		
資本金	119,419	119,419
資本剰余金	128,177	128,177
利益剰余金	1,376,043	1,405,854
自己株式	40,917	40,921
株主資本合計	1,582,724	1,612,530
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,275	703
繰延ヘッジ損益	895	655
為替換算調整勘定	160,087	155,412
その他の包括利益累計額合計	155,916	155,461
新株予約権	3,822	3,599
少数株主持分	38,798	38,831
純資産合計	1,469,429	1,499,500
負債純資産合計	1,784,166	1,817,471

( 2 ) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】  
 【四半期連結損益計算書】  
 【第 2 四半期連結累計期間】

( 単位 : 百万円 )

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
売上高	532,562	521,368
売上原価	402,854	389,949
売上総利益	129,708	131,419
販売費及び一般管理費	1 53,564	51,007
営業利益	76,143	80,411
営業外収益		
受取利息	1,378	1,568
持分法による投資利益	7,084	4,788
その他	7,005	9,098
営業外収益合計	15,467	15,455
営業外費用		
為替差損	8,954	10,750
その他	1,453	786
営業外費用合計	10,407	11,536
経常利益	81,203	84,330
特別損失		
災害による損失	-	5,312
投資有価証券評価損	-	1,168
特別損失合計	-	6,481
税金等調整前四半期純利益	81,203	77,849
法人税、住民税及び事業税	22,973	21,603
過年度法人税等	2 10,698	-
法人税等調整額	5,695	4,734
法人税等合計	17,970	26,337
少数株主損益調整前四半期純利益	63,233	51,511
少数株主利益	890	471
四半期純利益	62,342	51,040

【四半期連結包括利益計算書】  
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	63,233	51,511
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	6,140	4,264
繰延ヘッジ損益	157	424
為替換算調整勘定	32,371	5,336
持分法適用会社に対する持分相当額	1,113	69
その他の包括利益合計	39,782	717
四半期包括利益	23,450	52,228
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	23,616	51,495
少数株主に係る四半期包括利益	165	733



(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	81,203	77,849
減価償却費	45,318	39,568
受取利息及び受取配当金	2,168	2,530
為替差損益(は益)	7,363	4,691
持分法による投資損益(は益)	7,084	4,788
売上債権の増減額(は増加)	15,810	8,596
たな卸資産の増減額(は増加)	4,745	49,525
仕入債務の増減額(は減少)	19,524	8,935
その他	213	5,468
小計	132,879	88,264
利息及び配当金の受取額	7,198	6,401
利息の支払額	211	260
法人税等の支払額	16,790	21,754
法人税等の還付額	9,600	-
災害損失の支払額	-	11,721
営業活動によるキャッシュ・フロー	132,676	60,929
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	11,900	9,686
有価証券の売却及び償還による収入	12,931	11,477
有形固定資産の取得による支出	64,619	41,260
投資有価証券の取得による支出	3,210	622
投資有価証券の売却及び償還による収入	3,563	34
貸付けによる支出	96	3,805
貸付金の回収による収入	1,811	209
その他	8,959	1,004
投資活動によるキャッシュ・フロー	70,479	44,657
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	98	810
長期借入れによる収入	-	1,157
長期借入金の返済による支出	905	1,659
配当金の支払額	21,230	21,229
少数株主への配当金の支払額	285	700
その他	55	48
財務活動によるキャッシュ・フロー	22,574	21,574
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,889	2,011
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	37,733	7,314
現金及び現金同等物の期首残高	270,443	302,285
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	489	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	308,666	294,971

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
1. たな卸資産の内訳は次のとおりであります。 商品及び製品(半製品を含む) 97,816百万円 仕掛品 9,784 原材料及び貯蔵品 80,683	1. たな卸資産の内訳は次のとおりであります。 商品及び製品(半製品を含む) 106,324百万円 仕掛品 11,637 原材料及び貯蔵品 120,372
2. 連結会社以外の会社等の金融機関借入金等に対し、次のとおり債務保証を行っております。 従業員(住宅資金ほか) 31百万円	2. 連結会社以外の会社等の金融機関借入金等に対し、次のとおり債務保証を行っております。 従業員(住宅資金ほか) 28百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1 販売費及び一般管理費のうち主なものは、次のとおりであります。 発送費 13,949百万円 給料手当 9,224	販売費及び一般管理費のうち主なものは、次のとおりであります。 発送費 12,840百万円 給料手当 9,287
2 移転価格課税に対する日米相互協議の合意による戻り入れ額であります。	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在) (百万円)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年9月30日現在) (百万円)
現金及び預金勘定	現金及び預金勘定
229,461	253,208
有価証券勘定	有価証券勘定
130,772	103,174
預入期間がおおむね3カ月を超える定期預金	預入期間がおおむね3カ月を超える定期預金
44,652	46,540
株式及び満期日または償還日までの期間がおおむね3カ月を超えるコマーシャルペーパー、債券等	株式及び満期日または償還日までの期間がおおむね3カ月を超えるコマーシャルペーパー、債券等
6,915	14,871
現金及び現金同等物	現金及び現金同等物
308,666	294,971

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	21,230	50	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年10月28日 取締役会	普通株式	21,229	50	平成22年9月30日	平成22年11月18日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	21,229	50	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年10月27日 取締役会	普通株式	21,229	50	平成23年9月30日	平成23年11月17日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント							調整額 (注)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)
	塩ビ・ 化成品 事業	シリコーン 事業	機能性 化学品 事業	半導体 シリコン 事業	電子・ 機能材料 事業	その他 関連 事業	計		
売上高									
外部顧客への 売上高	146,506	71,719	40,142	142,414	69,604	62,173	532,562	-	532,562
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	9,198	2,007	3,125	2	1,325	39,630	55,289	(55,289)	-
計	155,705	73,726	43,268	142,417	70,930	101,804	587,852	(55,289)	532,562
セグメント利益	9,276	17,530	5,994	20,990	18,033	4,160	75,987	156	76,143

(注)セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っており、「調整額」は、セグメント間取引消去によるものです。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント							調整額 (注)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)
	塩ビ・ 化成品 事業	シリコーン 事業	機能性 化学品 事業	半導体 シリコン 事業	電子・ 機能材料 事業	その他 関連 事業	計		
売上高									
外部顧客への 売上高	160,117	70,443	42,243	124,170	76,483	47,909	521,368	-	521,368
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	2,014	2,174	4,203	0	1,520	32,895	42,809	(42,809)	-
計	162,131	72,618	46,447	124,171	78,004	80,805	564,178	(42,809)	521,368
セグメント利益	13,379	17,417	7,020	21,083	18,745	2,725	80,371	39	80,411

(注)セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っており、「調整額」は、セグメント間取引消去によるものです。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	146円83銭	120円21銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	62,342	51,040
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	62,342	51,040
普通株式の期中平均株式数(千株)	424,600	424,595
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	平成21年ストック・オプション (新株予約権方式) 新株予約権の数 9,370個	平成22年ストック・オプション (新株予約権方式) 新株予約権の数 2,720個 平成23年ストック・オプション (新株予約権方式) 新株予約権の数 2,930個

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2【その他】

第135期中間配当につき次のとおり取締役会において決議しました。

決議年月日	平成23年10月27日
中間配当金の総額	21,229,751,350円
1株当たり中間配当金	50円00銭

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月10日

信越化学工業株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	斉藤 浩史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	相澤 範忠
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	向出 勇治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市川 亮悟

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている信越化学工業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、信越化学工業株式会社及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。